

<区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。>

市内・区内で転居したときの手続き（厚別区）

チェック	必要な手続き	窓 口（電話）	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	住民票の転居届	戸籍住民課 住民記録係 1階—3番 895-2452	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（運転免許証・健康保険証等） ・通知カードまたはマイナンバーカード 	<p>住み始めた日から14日以内に、新たにお住まいになった区の区役所に届出をしてください。</p> <p>※住み始める前に届出をすることはできません。</p> <p>（外国人住民の方） 在留カード等の住居地届も兼ねていますので、異動者全員のカードをお持ちください。</p>

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

印鑑登録の住所変更	手続きは不要です。住民票の転居届により、印鑑登録の住所は自動的に変更されま		
マイナンバーカードの新規申請	戸籍住民課 住民記録係 1階—3番 895-2452	申請は地方公共団体情報システム機構への直接郵送ですが、前住所の交付申請書は使用できないため、希望者には交付申請書を窓口で交付します。◆詳しくは窓口へお問い合わせください。	
通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カードの住所変更		<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード 	◆窓口へお問い合わせください。
電子証明書の申請		住所が変更になると、一部の電子証明書は使えなくなります。◆詳しくは窓口へお問い合わせください。	
小・中学校の転校手続き	転居届の際に窓口で入校票を発行します。入校票と在学証明書を転居先の学校へ提出してください。		
国民健康保険の住所変更	保険年金課 保険係 1階—9番 895-2594	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・納付通知書 	引越し先の区役所で手続きをし、被保険者証の交付を受けている方は、被保険者証を差替えてください。
後期高齢者医療制度の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・限度額適用認定証（交付を受けている方） ・特定疾病受療証（交付を受けている方） 	窓口にお越しにならなくても、被保険者証などは後日郵送します。
介護保険の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証（交付を受けている方） 	引越し先の区役所で手続きをし、被保険者証の交付を受けている方は、被保険者証を差替えてください。
介護保険負担割合証・負担限度額認定証の住所変更	保健福祉課 給付事務係 2階—5番 895-2478	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 	住所変更の手続きをしてください。
国民年金の住所変更（加入されている方）	手続きは不要です。（転居届出後、日本年金機構が住所変更の確認をします。）		
国民年金の住所変更（受給されている方）	新さっぽろ年金事務所 892-9313	新さっぽろ年金事務所にお問い合わせください。（マイナンバーが収録されている場合、届出が不要となります。）	
特別奨学金の住所変更	保健福祉課 地域福祉係 2階—1番 895-2465	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 	住所変更の手続きをしてください。

< 札幌市厚別区役所 >

（裏面もご覧ください）

チェック	必要な手続き	窓口（電話）	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	児童手当の住所変更	住民票の転居届により自動的に住所変更されます。		
	子ども医療費受給者証の住所変更	保健福祉課 福祉助成係 2階-2番 895-2474	・受給者証	住所変更の手続きをしてください。
	児童扶養手当・特別児童扶養手当の住所変更		・手当証書 ・賃貸借契約書等	住所変更の手続きをしてください。
	災害遺児手当の住所変更		・印鑑	住所変更の手続きをしてください。
	ひとり親家庭等医療受給者証の住所変更		・受給者証	住所変更の手続きをしてください。
	重度心身障がい者医療費受給者証の住所変更		・受給者証	住所変更の手続きをしてください。
	心身障害者扶養共済制度の住所変更	住所変更の手続きをしてください。		
	身体障害者手帳の住所変更	保健福祉課 相談担当係 2階-7番 895-2481	・身体障害者手帳	住所変更の手続きをしてください。
	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更		・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	住所変更の手続きをしてください。
	福祉サービス		・福祉サービスの受給者証	住所変更の手続きをしてください。
	特別障害者・障害児福祉・経過福祉手当の住所変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳	住所変更の手続きをしてください。
	乳幼児健診日の変更	健康・子ども課 健やか推進係 3階-31番 895-1881	・母子健康手帳	◆窓口へお問い合わせください。
	特定疾患医療受給者証の住所変更	健康・子ども課 保健予防係 3階-32番 895-1881	・受給者証 ・健康保険証	特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
	母子寡婦福祉資金の住所変更	健康・子ども課 子ども家庭福祉担当 3階-33番 895-2512	資金の貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。	
	飼い犬の登録変更	健康・子ども課 生活衛生担当 3階-34番 895-5921	犬を飼育している方。窓口での届出、または動物管理センター（Tel 736-6134）へご連絡ください。	
	原動機付自転車・小型特殊自動車の住所変更	中央市税事務所 中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー 2条館4階 211-3076	・標識交付証明書 ・住所を証明するもの ・本人確認書類（運転免許証等） ・印鑑	原動機付自転車（125cc以下およびミニカー）または小型特殊自動車をお持ちの方は、中央市税事務所にお問い合わせください。
	固定資産税所有者住所変更	東部市税事務所 厚別区大谷地東2丁目 交通局庁舎 802-3917	当区に土地・建物のある方は、住所変更の手続きをしてください（電話・はがきでの手続きも可）。	